

医療提供体制施設整備交付金		
事業名	基幹災害拠点病院施設整備事業	地域災害拠点病院施設整備事業
目的	<p>この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院をいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。</p> <p>(1) 被災した際の、被害状況、診療継続可否等の情報の、広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等を用いた都道府県災害対策本部への共有機能</p> <p>(2) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能</p> <p>(3) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能</p> <p>(4) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能</p> <p>(5) 被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含む平時からの備えの実施</p>	
実施主体	<p>都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p> <p>(1) 基幹災害拠点病院 (2) 地域災害拠点病院</p>	
基準額	<p>(1) ア補強が必要と認められるもの（イを除く工法によるもの） 基準面積 2,300㎡×84,100円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院（イを除く工法によるもの） 基準面積 2,300㎡×399,800円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円</p> <p>備蓄倉庫1 医療機関当たり 198,937千円 非常用自家発電設備1 医療機関当たり 182,276千円 受水槽1 医療機関当たり 167,974千円 研修部門1 医療機関当たり 153,031千円 ヘリポート1 医療機関当たり 179,410千円 給水設備1 医療機関当たり 78,989千円 燃料タンク1 医療機関当たり 36,426千円</p>	<p>(1) ア補強が必要と認められるもの（イを除く工法によるもの） 基準面積 2,300㎡×84,100円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院（イを除く工法によるもの） 基準面積 2,300㎡×399,800円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円</p> <p>備蓄倉庫1 医療機関当たり 56,113千円 非常用自家発電設備1 医療機関当たり 182,276千円 受水槽1 医療機関当たり 167,974千円 ヘリポート1 医療機関当たり 96,836千円 給水設備1 医療機関当たり 78,989千円 燃料タンク1 医療機関当たり 36,426千円</p>
対象経費	<p>基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p> <p>備蓄倉庫整備、非常用自家発電設備整備又は更新、受水槽整備、研修部門整備、ヘリポート整備、給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）及び非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要工事費又は工事請負費</p>	<p>地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p> <p>備蓄倉庫整備、非常用自家発電設備整備又は更新、受水槽整備又は更新、ヘリポート整備、給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）及び非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要工事費又は工事請負費</p>
1平方メートル当たり単価	—	—
補助率	<p>100分の33 耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に関するもの 100分の50</p>	<p>100分の33 耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に関するもの 100分の50</p>

医療提供体制施設整備交付金			
事業名	医療施設土砂災害防止施設整備事業	医療施設等耐震整備事業	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
目的	この事業は、医療施設の補強等を行うことにより、土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。	この事業は、各医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図ることを目的とする。	この事業は、災害により長期の停電又は断水が発生しても医療設備の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を図ることを目的とする。
実施主体	平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」(平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河傾発第62号通知)において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があるとして認められる地域に所在する医療施設の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)	(1) 医療機関の場合 ア 補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者(以下「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。) なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。 イ 構造耐震指標であるIs値が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。) ウ 構造耐震指標であるIs値が0.3未満の建物を有するものの開設者(ただし、厚生労働大臣が認めるものの開設者及び地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)	(1) 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所(病床を有する診療所に限る。)、周産期母子医療センター、医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する地域医療支援病院(以下「地域医療支援病院」という。)、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院(以下「特定機能病院」という。)の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。) (2) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所(病床を有する診療所に限るものとする。)の開設者とする。 (3) 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者とする(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。)
基準額	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり 66,400千円	病院の場合 (1) ア補強が必要と認められるもの(イを除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×84,100円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円 (2) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等(ウを除く工法によるもの) イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く) (ウを除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×399,800円 ウ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円  平成7年に施行された地震防災対策特別措置法(平成7年法律第1111号第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合  ア 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×84,100円 イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276千円 受水槽 1 医療機関当たり 167,974千円 給水設備 1 医療機関当たり 78,989千円 燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426千円
対象経費	土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	非常用自家発電設備整備又は更新、受水槽整備又は更新、給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)、非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費
1平方メートル当たり単価	—	—	—
補助率	100分の33 既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上である場合は、調整率0.95を乗じる	100分の50 既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上である場合は、調整率0.95を乗じる	100分の33 受水槽、給水設備に関するもの 100分の50

	医療提供体制施設整備交付金	医療提供体制推進事業費補助金
事業名	医療施設浸水対策事業	NBC災害・テロ対策設備整備事業
目的	この事業は、医療施設における浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保することを目的とする。	この事業は、NBC（核・生物剤・化学剤）災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図ることを目的とする。
実施主体	<p>(1) 地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者とする。</p> <p>(2) 救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとする。）。</p>	都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた救命救急センター、災害拠点病院であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。
基準額	<p>(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1医療機関当たり 51,439千円</p> <p>(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が認められるもの1医療機関当たり 40,591千円</p> <p>(3) 止水板の設置が必要と認められるもの1医療機関当たり 72,300千円</p> <p>(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの1医療機関当たり 28,158千円</p>	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費1か所当たり 33,762千円
対象経費	医療用設備・電源設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設及び止水板・排水ポンプ・雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費	<p>NBC災害の被害者の診断等に必要な次の機器を救命救急センター、災害拠点病院に整備する。</p> <p>(1) 表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器</p> <p>(2) 化学防護服、防毒マスク等の防護用品</p> <p>(3) 簡易毒劇物検査キット</p> <p>(4) 除染設備</p> <p>(5) 化学物質中毒解析機器</p> <p>(6) 携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器</p>
1平方メートル当たり単価	—	—
補助率	<p>100分の33</p> <p>既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上である場合は、調整率0.95を乗じる</p>	10分の10